

調布市議会改革検討代表者会議第11回会議日程

平成24年 6月22日午後2時
於 全 員 協 議 会 室

1 検討・協議事項

- (1) 一般質問一問一答方式の試行について
- (2) 議会報告会・市民との意見交換会等について
- (3) 議会運営委員会について
- (4) 少数会派について
- (5) 広報活動の充実について
- (6) 常任委員会等の動画配信等について
- (7) 資料等のデジタル化推進について
- (8) 議会広報特別委員会設置について
- (9) 本会議場における報告範囲拡大について

2 その他

資料28：議会運営委員会と幹事長会議所掌事項概要（案）
資料29：幹事長会議の所掌事項について（平成11年市議会の概要 抜粋）
資料30：幹事長会議の出席者について（平成7年6月6日開催幹事 長会議記録抜粋）
資料31：市議会だよりの配布のあり方について（答申）
資料32：公明党、日本共産党、みんなの党調布、元気派市民の会、 生活者ネットワークが協議した議会報告会について（提案）

議会運営委員会と幹事長会議所掌事項概要（案）

議会運営委員会（地方自治法109条の2で定める）	幹事長会議
1 議会運営に関する事項	1 理事者からの報告，諮問，協議案件
・ 招集日，予定提出議案の説明等	・ 市の主要行事
・ 会期日程	・ 損害賠償請求事件に係る訴え，控訴，及び上訴の提起のほか，判決，終了の報告
・ 緊急質問の許否の決定	・ 調布市特別職報酬等審議会からの答申
・ 初日及び最終日の議事日程	
・ 幹事長会議，議会改革代表者会議で決定した事項の協議，決定	2 議会運営に関する事項
・ その他議会の運営方法（先例・申し合わせ事項を含む）協議，決定	・ 議会役員構成
	・ 全員協議会の開催の決定
2 議会の会議規則，委員会に関する条例等に関する事項	・ 本会議が止まったときの調整
・ 請願・陳情等の審査	・ 特別委員会の設置
	3 議長からの報告・協議案件
	・ 災害の義援金
	・ 市政調査費の用途等
	・ 議員の研修に関すること
	・ 議会費の協議

幹事長会議の所掌事項について (平成11年市議会の概要抜粋)

2 幹事長会議

幹事長会議は、法定外の申し合わせによるものであり、一般選挙後、各会派結成と同時に、会派代表者から届け出があり、構成されるのが例である。

幹事長会議への出席は、原則として所属議員複数以上の各会派の幹事長、議会運営委員長とする。

幹事長会議の招集は議長、進行は副議長が行うことになっている。

幹事長会議と議会運営委員会との関連であるが、議会運営については、全面的に議会運営委員会へ一任している。ただし、意見書、決議案等議員提出議案の各会派の調整及び議会運営委員会で協議が整わなかった場合に、幹事長会議において協議した例があるが、議会運営上の問題と区別している。

幹事長会議の決定事項については、幹事長から各会派の議員に報告し、各議員はこれを尊重していくこととしている。(幹事長会議に出席しない会派の議員には、議会事務局から文書又は口頭をもって決定事項を伝達し、これを尊重していくこととなっている。)

なお、幹事長会議に関する規定は、制定していない。

幹事長会議の所管事例

- (1) 理事者からの報告、諮問、協議案件
- (2) 常任委員等、議会内の人事案件
- (3) 意見書、決議案等議員提出議案の調整
- (4) 議会運営委員会等で協議が整わない案件
- (5) 議長からの報告・協議案件

幹事長会議の出席者について

(平成7年6月6日開催 幹事長会議記録抜粋)

○ S 座長

それでは、再開をさせていただきます。

幹事長会議についてでございますけれども、どうぞよろしく。

○ K 事務局長

それでは、御説明をさせていただきます。

幹事長会議についてということでございますが、本日は、御案内は、代表者会議ということで御案内させていただいております。と申しますのは、いわゆる法定外の任意の会でございますが、このことにつきましては、恐れ入りますが、お手元にお配りしております資料9の14ページをお開きいただきたいと思います。

これから、日程6の方でまた御相談申し上げる事項でございますが、全員協議会をお願いして、その中の協議事項にもなっているわけでございますが、その決定を待ちますと、実は、きょう御相談すること自体が、ここに書いてありますように、構成でありますとか、招集、進行、あるいは4の幹事長会議の決定事項の尊重ということで、先ほど申し上げましたように、法定外の会議だから尊重しなくていいんだということでは困るわけございまして、これから御相談いただく事項は、こういうことに沿って御相談をいただく。いうなれば、代表者会議も、本日この事項が取り決めをいただければ、そういう位置づけに

切りかえさせていただきたいということでございます。

そこで、ここに書いてあります構成——この先例申し合わせ事項（案）で申し上げますと、この案は、前議会の先例申し合わせ事項を踏襲してここに掲げてございます。このことで申しますと、2番、幹事長会議への出席は、原則として所属議員複数以上の会派の幹事長、議会運営委員長ということで構成しますということで以下ございますが、そのようなことで招集、進行についても規定してございます。このようなことについて御協議をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ S 座長

ただいま御説明がございましたように、このようなことでいきたいという考えがあるんで、皆さん、いかがでしょうか。御意見をいただきたいと思います。先例申し合わせとありますので——はい、どうぞ。

○ A 君

先例申し合わせ全体の議論をこの後あるように思うんですけども、幹事長会議というのは、法定外とはいっても、やはり議会を構成するそれぞれの代表者が、これからの議会がどういうふう運営されるのかという、それぞれの都度ごとに大切な場であると思うんです。そういう意味では、従来どおり単数会派のオブザーバーという形でありますけれども、出席の保証をするということで、ここに掲げられている内容でいいのではないかなと私は思っているんですけどね。

○ S 座長

ほかに——はい。

○ Y 君

従来どおりの幹事長会議の内容を踏襲していくという考え方だと思います。

私、これでよろしいのではないかと思います。

○ S 座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ S 座長

それでは、よろしゅうございますか。——はい、○ 委員。

○ ○ 君

今回、私1人で、単独ということですが、やはり市民の方から、御意見をいただけてきてますので、従来どおり、ここに書いてありますが、やはり出席させていただければ様子がみえますので、できましたら、ここに書いてありますように出席させていただいて、機会があれば発言する機会も与えてくれればよいなと思っております。

○ S 座長

オブザーバーということですので、発言ということではなくて、一応、そのことに出席するということですよ。発言ということはちょっとどうなんですかね。

○ K 事務局長

じゃ、ちょっと事務局の方から。

ただいまの御発言でございますが、単数会派はオブザーバーとして出席することができる。これは、いわゆる幹事長会議の構成は複数以上の議員さんの会派で構成しますということとあわせて、しかし、その前の A 幹事長さんの御発言もありましたが、全くそこに接触もしないということもいかがかというこ

とで、絶えず御出席いただいて、その会議の状況を認知していただく。それをお聞きしていただいた以上は、尊重するということの法則の中に入ります。

発言につきましては、オブザーバーという場合には、特に法律的な規定はございませんが、この場合、議長が進行ということで決まりますと、議長の方で発言を求めれば、逆に発言をしていただく。あるいは、逆の場合もあるわけです。議長に発言を求めた場合にはという場合もあるかと思いますが、それは、その進行にかかわろうということだろうと思いますが、原則的に言えば、そのオブザーバーですので、陪席をするというのが基本ではないかと思っております。

○ S 座長

よろしゅうございますか。

○ M 君

結構です。

○ S 座長

では、そのように決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

24 調議発第 800008 号

平成 2 4 年 6 月 1 9 日

調布市議会議長 伊 藤 学 様

市議会だより運営委員長 福 田 貴 史

市議会だよりの配布のあり方について（答申）

平成 2 4 年 2 月 2 3 日付け，23 調議発第 3290018 号で諮問のありました標記の件について，下記のとおり答申します。

記

市議会だよりは，全戸配布することが望ましい。

議会として積極的に情報発信・公開を進める観点から，全戸配布を早期に実施することが望ましいとの結論に至りました。

なお，全戸配布の実施により，印刷費用の増加は避けられないものの，市報ちょうふと同時に配布することにより配布費用の軽減が図られます。

また，市報との同時配布による効果として，これまで以上に市民に読んでいただく機会の増加につながるものと考えられることから，配布方法については市報ちょうふと同時に配布することが望ましいとの意見で一致しました。

平成 2 4 年 6 月 1 9 日正副座長へ提案

公明党、日本共産党、みんなの党調布、元気派市民の会、生活者ネットワークが協議した議会報告会について（提案）

1 議会報告会（試行）の考え方について

目的及び趣旨 市民に議会のことをよく知ってもらうため

時 期 予算議会（3月）終了後に開催（年1回）

場 所 あくろすホール

時間帯 午後7時～8時30分まで

内 容

- 1 議長のおあいさつ
- 2 各常任委員会委員長から報告（各10分程度）
- 3 各特別委員会委員長から報告（各5分程度）
- 4 市民の意見は、公聴の観点からお聞きする。

体 制 報告会出席者は全議員を対象とする。

役割分担 司会は副議長が担当し、各幹事長（代表者会）が受付や場内整理を行う。また、委員長が報告する内容は事前に各委員会で協議し、パワーポイントの活用も検討。告知は全員で担当。今後、詳細は代表者会で詰める。

その他

2 委員会の出前講座、3 土・日・夜間議会、4 市民との意見交換については、議会報告会（試行）の状況を見て今後検討する。